

第1回鳥取県最低賃金専門部会

1 日 時 令和5年7月31日(月) 11時00分～11時55分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、寺田委員

使用者代表委員 北村委員、西本委員、花原委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、片山賃金室長

市村賃金室長補佐、寺地労働基準監督官

4 議 事

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 鳥取県最低賃金専門部会の運営について
- (3) その他

5 資料目次

- (1) 鳥取県最低賃金専門部会委員名簿
- (2) 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

6 議事内容

市村賃金室長補佐 ただ今から、第1回鳥取県最低賃金専門部会を開催します。

本日は、委員全員が御出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

本日の専門部会は公開しており、5名の傍聴人がお見えになっております。傍聴者の皆様には、傍聴に当たって遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事進行させていただきます。

それでは、まず、労働基準部長の高橋から御挨拶させていただきます。

高橋労働基準部長 鳥取労働局労働基準部長の高橋です。専門部会の委員の皆様には大変お忙しいところ、当部会へ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は第1回目の専門部会であり、これから鳥取県最低賃金の審議が始まることとなります。例年、専門部会の皆様には、この暑い時期に集中的に御審議いただいているところですが、今年は28日に目安額が示されまして、新ランク、4ランクから3ランクに変更してからの初めての審議になりますので、難しい御審議になるかと存じております。

事務局として、専門部会の円滑な運営に向けて関係資料の作成等に努める所存ですので、今後の御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

市村賃金室長補佐 それでは、議事に入ります。

議事の1、部会長及び部会長代理の選出についてですが、最低賃金法第25条第4項の規定により、部会長及び部会長代理は公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされております。

選挙の方法につきましては、慣例により、委員から推薦を頂き、全ての委員の同意をもって決定しておりました。本年も同様の方法で進めたいと考えておりますが、よろしいですか。

(異議なし)

市村賃金室長補佐 ありがとうございます。それでは、部会長及び部会長代理について、御推薦を頂けますでしょうか。

石川委員 昨年度と同様、部会長に佐藤委員、部会長代理に中野委員を推薦したいと思います。

市村賃金室長補佐 部会長に佐藤委員、部会長代理に中野委員の推薦を頂きましたが、御異議なければ御承認を頂いたということでよろしいですか。

(異議なし)

市村賃金室長補佐 ありがとうございます。全員の承認を頂きましたので、佐藤委員に部会長、中野委員に部会長代理をお願いします。

それでは、佐藤部会長、中野部会長代理に御挨拶を頂きます。

佐藤部会長 引き続き、部会長を務めさせていただきます佐藤です。よろしくお願い申し上げます。

先ほど高橋部長からもお話があったように、今年から、今まで4ランク制だったのが3ランク制になり、鳥取県はCランクということで、1回目の本審のときに、この件についてあまりよくないと言ったと思います。というのは、Cランクに入ったのは、実は中国地方で鳥取県だけでした。しかも、鳥取県は周りの県が全部Bランクということで、このままだと何か沈んでいってしまうのではないかという懸念が少しあるということもあって、今年の審議は非常に大事だと思っています。

また、先ほど目安が示されました。Cランクの目安は39円です。今年は昨年と違って7月中に目安が出たということもありますし、あと、中央最低賃金審議会から、詳しい公益見解も出されていますので、これを参考に審議を進めていきたいと思っています。

とにかく毎日暑いですが、熱い議論をせざるを得なくて余計暑くなってしまっていますが、引き続きよろしくをお願いします。

中野部会長代理 昨年に引き続き部会長代理をさせていただきます中野です。

私も労使双方の意見をしっかり聞きながら、公益委員として進めていきたいと思っています。どうぞよろしくをお願いします。

市村賃金室長補佐 それでは、佐藤部会長、この後の議事進行につきましてよろしくをお願いします。

佐藤部会長 では、今、議事の1が終わりましたので、議事の2からです。鳥取県最低賃金専門部会の運営について、事務局から専門部会及び議事録の公開、議事録の確認等についての説明をお願いします。

市村賃金室長補佐 専門部会及び議事録の公開、議事録の確認等につきましては、本審議会と同様に、専門部会は公開し、議事録も個人・団体名などの個人情報に係るものを除き公開の取扱いとし、議事録の確認委員に関しては、部会長が指名した委員2名が確認していただくことでよろしいか、御確認をお願いします。

佐藤部会長 ただ今の事務局の説明について、何か意見、質問等がありましたらお願いします。

(なし)

佐藤部会長 特にないようでしたら、本審議会と同様の取扱いとしたいと思いますが、いかがですか。

(異議なし)

佐藤部会長 では、本審議会と同様の取扱いとしたいと思います。

議事録の確認につきましては、労働者を代表する委員は河村委員に、使用者を代表する委員は西本委員にお願いしたいと存じます。

河村委員 はい。

西本委員 はい、よろしく申し上げます。

佐藤部会長 よろしく申し上げます。

それで、次に行く前に、今、議事録の確認をお願いする委員が決まりましたので、三者で協議をさせていただきたいと思います。事務局は会場の準備をお願いします。では、10分間休会したいと思います。

〔三者協議〕

佐藤部会長 大変お待たせしました。では、審議を再開したいところではありますが、まず各側で協議をされたいということでしたので、引き続き10分間休会をしたいと思います。では、事務局は会場の準備をお願いします。

〔各側協議〕

佐藤部会長 では、再開します。

最低賃金の改正審議についてですが、第1回鳥取県最低賃金専門部会ということで、労使双方から審議に臨むに当たっての基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

では、労働者側委員からお聞きしたいと思います。お願いします。

河村委員 先ほど行われた第539回鳥取地方最低賃金審議会のときにも申し上げましたが、政府が目指しているのは加重平均で1,000円ということです。今回示された目安によって、全国では加重平均が、1,002円という結果になったということです。我々としては、連合が持っていますリビングウェッジからすると1,000円を超える水準ではあるわけですが、政府が1,000円を、達成をすと言っているということであれば、あえてそこにこだわって、我々としては1,000円を達成するというので、今回、金額的にいえば146円の引上げを提示させていただきたいと思っています。ただし、前回の審議会あるいは今回の審議会で大量の資料も頂いておりますので、その辺りも精査をしながら審議をしていきたいと考えています。現時点ではそういったところです。以上です。

佐藤部会長 ありがとうございます。では、使用者側、お願いします。

西本委員 この加重平均1,000円を目指すというのは、2015年に確か当時の安倍首相が目標に掲げて、今年、2023年に加重平均で1,000円を超えるということ

です。途中、コロナウイルス感染症の拡大で目安が出なかった年もありますので、正味で言えば7年かかって1,000円まで来たということになります。1,000円超えましてから、また次の目標を政府も考えますということなので、河村委員も多分同じお考えだと思うのですが、本当にあるべき水準はどこにあるのだろうと思います。それに対しての多分普通はロードマップといいますか、マイルストーンがあるはずだと思います。それを実現するための施策は何かというのを周りに置いていくと、例の年収の壁の問題など、もう十何年同じことをずっと議論していて、答えが出ないということではなくて、きちんとロードマップで全ての主要項目を入れて、それに基づいてやっていくというふうにならなければ、経営者も毎年の経営計画がつかれないと思います。その時々の一発勝負になってしまいます。

ちなみに2012年度の目安審議における使用者見解というのがたまたまありまして、2012年7月10日、この当時の状況としては、例えば欧州金融不安と世界経済の波及でしたが、今はそれがウクライナへのロシア侵攻になりました。また、資源価格の高騰といった海外要因に加え、国内にあっては長期にわたるデフレの問題は解消できましたが、今は、資源価格の高騰で、同じようなことがあります。それと、進まぬ震災復興については、震災復興もどこまで進んだのかというのは明らかではありません。円高、これも解消できました。多分当時は79円とか80円とかそういうレベル感だったと思いますが、それが今は130円後半から140円となっています。それから、高い法人税と社会保障負担、これは、法人税は多分下がったと思いますが、社会保障負担というのは変わっていません。したがって、消費税も増えて、社会保障負担も増えて、国民負担率がフィフティ・フィフティだとか、五公五民だとSNS上ではそういう話になっています。それから、電力不足ですが、現在は電力の安定確保とコスト上昇の抑制が企業経営上の最優先課題となっています。10年たってもそれが全く解消できていないのです。ただ、今、最優先で対応が必要なのは、家庭も、企業もそうなのですが、このエネルギーコストをどうするのかということです。企業にとってはそれが価格転嫁なのです。そんなに簡単に価格転嫁は進まないと思います。粘り強くやっていかなければならないのですが、単価を上げたくても上げることのできない企業はたくさんあると最近思っています。

こういったところも踏まえて、7年ぶりに各種商品小売業最低賃金が審議の対象になると思っています。今までは地域別最低賃金が常に上回っていて、改正の必要性なしとなり、専門部会も1回で終わっていましたが、こういうふうにある全国規模の企業に賃上げ

のムードをつくってもらわなければ前に進まないというのもどうなのかというような、経営者サイドの気持ちとしてはあります。以上です。

佐藤部会長 ありがとうございます。では、今、それぞれの基本的な考えについてお話を頂きましたが、何か御質問とか御意見等がありますか。

北村委員 使用者側も、この物価高に対して重視しています。我々も生活しているので、本当に物価が高くなったというのは重々承知した上なのですが、それに見合う対価的な生産労働含めた中が疲弊しているのではないかと考えています。消費者物価指数も4%台という数字がありましたが、単に消費単価が、商品が上がって、消費者物価指数が上がったというだけであって、正味の物価指数というのは、実際には例年以下ではないかというのを実際思っております。

都会と地方の我々のエリアとは生活環境が全く違うので、私の子供たちも大阪、東京、名古屋に住んでいますが、生活用品全てが購入ということになります。一方、我々は身近には家庭菜園を含めて自家消費というものを活用して生活しています。地域格差というのは、是正はなかなか難しいとは思いますが、やはりその辺のことも中に組み込まれないと、都会と同じレベルで地方を見てもらうというのはいかがなものかなということは、実際個人的には思っております。

それと、我々商工会の会員は、ほとんど60%以上が小規模事業者なのです。商工会議所の場合は、中小企業の会員が多々おられますが、我々商工会の会員は、6割、7割ぐらいが20名以下の小規模事業者の集まりの団体ですので、特に価格転嫁については大変苦しい思いを各社しております。ただ、法で決まったものですので、働き方改革も含めて、賃上げについてもそれなりにクリアはしています。しかし、労働者の意見書にもありましたが、賃上げに当たってはやはり政府の支援がないととても対応できないと考えています。ただ、昨年度も一昨年度も政府の対応はありましたが、大変ハードルが高く、結果として、申請しても決定通知書が来るまでに半年以上掛かるのが現状なのです。その間に賃金はもう移動しています。私の会社も申請しましたが、最低賃金は10月施行であっても、労働局、国からの助成金が下りたのが4月でした。半年間も宙ぶらりんになっている状態で、施策といえどもなかなか施策になっていないというのが現状ですので、そういうことも踏まえた中でこの最低賃金のアップというのは考えていかないと、一方通行になってはいないかというのを懸念していますので、そういうことも併せて検討していきたいと思っております。

佐藤部会長 ありがとうございます。その他御意見ありますか。

河村委員 西本委員と北村委員からも発言を頂きまして、同感です。全く同じように考えております。審議会の中で私、政府の方針を少し強めに批判をさせていただきました。そもそも最低賃金を加重平均で論ずるべきではないという発言もさせていただきましたし、本来、政府が示すべきなのは、先ほど西本委員も言われたように、セーフティーネットとしてあるべき水準がどうなのか、どこを目指すべきなのかということと、それに向けた支援をどう行っていくのか、その具体策を示すべきだと思います。それが政府の役割だと思いますが、残念ながら、今政府から示されているものはそういった具体策がなく、1,000円という金額だけが独り歩きをしまっている。もっと言うと、それに踊らされているメディア、国民がいる。その現状が今のこういった格差の拡大につながっているのではないかと考えています。そういった意味でも、先ほど言いました少し反発的な意味合いも含めて146円と提示をさせていただきましたが、やはり実際の議論は、そういった地方の現状も踏まえながら議論をしていきたいと考えております。以上です。

佐藤部会長 ありがとうございます。

北村委員 追加してもう一つですが、シミュレーションしてみたのですが、40円ぐらいの目安でシミュレーションしたときに、賃金は確かに上がります。ただ、法定福利費がそれ以上にアップするのです。そうしたら、手取り額が逆に減ってくるのです、控除が多過ぎて手取り額が減るという階層の方もおられるのです。だから、単純に時間額が例えば40円上がりました、45円上がりましたといっても、実際に生活レベルの、労働者の収入が2ランク上がったときに、社会保険を含めた法定福利費が増えて、実際には手取り額が同程度、若しくは減るといってもやはりあるので、その辺の政府の支援というのは、先ほど河村委員も言われましたが、十分に見ていただかないと、一方通行になっていて、そういう控除金額が年々上がってきているのです。そういう現状も十分理解してほしいという思いです。

佐藤部会長 ありがとうございます。

花原委員 特に北村委員に反論するわけではありませんが、今回、最低賃金は最低賃金で決めていって、あとはいわゆる社会保険料などの年収の壁というのは別問題で考えていかないと、一緒にするとまたおかしくなってくると思います。

ただ、最低賃金を上げるのはいいのですが、政府としては、例えばこういう形で負担を少なくしますよというような一つの指針みたいな形も、これは当然取るべきことだと思

ます。ヨーロッパでも賃金の低いところについては、社会保険料が減免になるなどいろいろなルールがあると思うので、その辺も踏まえて、賃金は上がるけれど、上がる前より手取り額が減るといったことがないよう、最低賃金が上がるけれども、社会保険料はこれだけ減るので実質的にも上がりますというような、政府としての見解というのが当然あってしかるべきことだと思います。社会保険料は個人と会社が半分ずつ負担するので、会社も負担にならないし、個人も負担にならないような形を取るべきだと思います。

それと、冒頭で佐藤部会長も言いましたように、鳥取は島根と岡山と兵庫に囲まれて、なおかつ一番賃金が低い、それで何かメリットがあるのかということも踏まえながらやっていると、今回、A、B、Cでランクを分けました、中国地方で鳥取だけがCランクで、ほかのところは島根もBランクですとなると、どんどん格差が広がっていくと思います。最終的には全国統一の最低賃金というのは、当然しかるべき日本の在り方だと思っておりますが、今現在、AランクとCランクが目安で2円、BランクとCランクが目安で1円差があります。来年はどうなるのか、その格差がどんどん開いていって、鳥取、地方が今後どうなっていくのかということに危惧しています。

ただ、経営者としては賃金が低いことにこしたことはないのですが、そうであっても、やはり今度は人手不足の関係がどんどん出てくると思うし、なおかつ外国人労働者を採用している企業もあると思いますが、これだけ世界と日本の賃金が違ってくると、本当に外国人労働者が来るのかという不安要素があると思います。以上です。

佐藤部会長 ありがとうございます。そのほかありますか。労働者側はよろしいですか。公益はよろしいですか。

(なし)

佐藤部会長 では、今、それぞれの立場から基本的な考え方をお伺いしました。今後、数回にわたって意見交換をする中で議論を深めて、何とか一致点を見つけていきたいと思っています。

今日示されました39円という中央最低賃金審議会での目安や各種調査結果等を踏まえて、今年こそは公、労、使、三者の全会一致を目指して、あるべき鳥取県の最低賃金を定めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

では、議事の4、その他についてですが、事務局、何かありますでしょうか。

片山賃金室長 先ほどの第539回鳥取地方最低賃金審議会、河村委員からの最低賃金に関する基礎調査への御質問について、この場で御回答させていただきたいと思っております。

最低賃金に関する基礎調査の復元前の労働者数につきましては、7,314人ということ
です。

それからもう一つ、今後の専門部会等の日程につきまして、現時点の予定ということで
説明させていただきます。第2回鳥取県最低賃金専門部会は8月2日水曜日の17時から
を予定しています。大変遅い時間の設定で申し訳ございませんが、第2回は8月2日水曜
日の17時からということでお願いします。それから、第3回鳥取県最低賃金専門部会に
つきましては8月4日金曜日の13時半からです。以前、13時というお知らせをしてお
りましたが、30分繰下げて、13時半からとさせていただきます。それと、第4回鳥取
県最低賃金専門部会につきましては8月7日月曜日の13時半から、同じく30分繰下げ
させていただきます。あと、8日以降、予備日ということで載せておりますが、これはま
た再度確認させていただいた上で、必要に応じて御連絡させていただきたいと思いま
すので、御了承いただきたいと思います。以上です。

佐藤部会長 ありがとうございます。それでは、本日の専門部会はこれにて終了したい
と思います。ありがとうございました。